

毎週火、金曜日発行（但休日担当）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物  
（注：休日は）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示
  - 土地改良法による土地配分計画の作成
  - 土地改良事業計画の変更に係る土地改良事業計画等の縦覧
  - 土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書等の縦覧
  - 新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
  - 町営土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
  - 道路の区域の変更
  - 道路の位置の指定
- ◇公安告示
  - 道路交通法による聴聞会の開催

## 告示

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条の八第一項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから同項及び第九十四条の九の規定に基づく土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条第一項第二号の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地区名所在地  
 崎津第二工区(Aノ一) 米子市葭津地先中海水面  
 第二工区(B) 〃  
 第一工区の二 〃  
 計

増反	反	増反	反
二二戸	六二、〇〇〇反	二口	一、五二五反
二二	七一、四〇〇	二	二、六二九
一	〇、四〇〇	一	一
四四	一三三、八〇〇	四	四、二三四

鳥取県告示第六百九十八号

昭和三十九年八月十日付けで上北条土地改良区から申請のあつた土地改良事業計画(区画整理)の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市新田 上北条土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

昭和三十九年八月三十一日付けで東伯郡羽合町大字長瀬一、〇二四番地 足立積ほか十七人の者から申請のあつた羽合砂丘土地改良区の設立認可については、その土

地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

昭和三十九年九月二十四日付けで北条砂丘土地改良区

から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(畑地かんがい)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条砂丘土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百一號

昭和三十九年十一月十五日付けで玉銚土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗渠排水)事業については、審査の結果その計画を適當と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

岩美郡国府町大字玉銚 玉銚土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二號

昭和三十九年十一月二十五日付けで気高郡気高町から申請のあつた土地改良(下原農道整備事業)事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三號

昭和三十九年十一月二十七日付けで岩美郡岩美町から申請のあつた土地改良(川揚農道橋改良)事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四號

昭和三十九年十一月二十七日付けで岩美郡岩美町から申請のあつた土地改良(牧谷相谷線農道改良)事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百五号**

日本道路公団が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、道路法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び日本道路公団大阪支社大道路路管理事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	別	敷地の巾	延長	備考
				旧	メートル	メートル	
県道	末子大山線	鳥取県西伯郡伯仙町尾高字南屋敷 同 県同 郡大山町赤松字門野 五六四番地の二地先まで	四・一〇八・三 六・六〇三七・五	旧	八、一四三・七 七、三三九・九七		
"	"	鳥取県西伯郡大山町赤松字門野 同 県同 郡同 町大山字博勞座 四一五番地の二地先まで	四・一〇八・三 九・五〇三六・〇	旧	四、八五五・〇 四、八五五・〇		
"	"	鳥取県西伯郡伯仙町尾高字南屋敷 同 県同 郡大山町赤松字門野 五六四番地の二地先まで	四・一〇八・三 六・六〇三五・〇	新	八、一四三・七 七、三三九・九七		
"	"	鳥取県西伯郡大山町赤松字門野 同 県同 郡同 町大山字博勞座 四一五番地の二地先まで	八・五〇四一・〇	新	四、八五五・〇		

**鳥取県告示第七百六号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年十二月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市卯垣二一五番地 馬淵 幸 治	鳥取市卯垣字下植田	三番の一 四番の一 五番の一 八番の一 九番の一 九番の一 九番の一 九番の一 九番の一
		幅員 四メートル 延長 二二三・九メートル

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第二十二号**

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年十二月二十五日 午前十時三十分から

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月十八日

